

議案第48号

山辺広域行政事務組合の解散について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定に基づき、奈良県広域消防組合が設立されることに伴い、山辺広域行政事務組合を解散することに関し、別紙のとおり関係市町村の協議により定めることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成25年6月7日提出

天理市長 南 佳 策

山辺広域行政事務組合の解散に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定に基づき、奈良県広域消防組合が設立されることに伴う山辺広域行政事務組合の解散に関する協議について、下記のとおり定める。

記

山辺広域行政事務組合は、奈良県広域消防組合設立の日の前日をもって解散する。

この協議書の成立を証するため本書5通を作成し、組合市町村の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

天理市長 南 佳 策

山添村長職務代理者

副村長 窪 田 政 倫

川西町長 上 田 直 朗

三宅町長 志 野 孝 光

田原本町長 寺 田 典 弘